

# STOは今後、どの様に進むのか

(2020年1月段階:証券会社等から見て)

- ◆ STOは、広義のクラウドファンディング
- ◆ STOは、法的には、金商法の電子記録移転権利(債権)の電子募集業務
- ◆ 従って、今後予想されるSTO自主規制は、証券業協会の引受規定及び細則に準拠する可能性が高い。
- ◆ なお、一般投資家へ勧誘する為には、基本的にSTOに対する“審査”、“モニタリング”、“情報提供”が取扱い者に求められる。
- ◆ 機関投資家相手に限定するSTOを想定するのであれば、STOの優位性(優先株や社債・リート・ファンドなどと比較)をスキーム上で示す必要がある。
- ◆ なお、STOは今後整備されるべきスキームなので、設計次第では他のファイナンススキームと比べ、自由度がある可能性もある。

